

振動規制法の特定施設（法第2条、施行令第1条、別表第1）

(1) 金属加工機械

イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）

ロ 機械プレス

ハ せん断機（原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。）

ニ 鍛造機

ホ ワイヤーフォーミングマシン（原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。）

(2) 圧縮機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）

(3) 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。）

(4) 織機（原動機を用いるものに限る。）

(5) コンクリートブロックマシーン（原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。）

並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。）

(6) 木材加工機械

イ ドラムバーカー

ロ チッパー（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）

(7) 印刷機（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）

(8) ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。）

(9) 合成樹脂用射出成型機

(10) 鋳型造型機（ジヨルト式のものに限る。）